

共同利用研究施設 入室管理システムの運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、共同利用研究施設（以下「共同研」という。）が管理する入室管理システムの運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- ① 共同研施設長（以下「施設長」という。）
- ② 入室管理システム管理責任者（以下「システム管理者」）：大学事務部研究技術課長

(システム管理者)

第3条 システム管理者の責務は、次のとおりとする。

- ① 入室管理システムの維持保全
- ② 入室管理システムの利用者登録
- ③ 入室管理データの管理

(入室管理システムの登録申請)

第4条 新たに入室管理システムを利用する者（申請者）は、共同研入室管理システム登録届をシステム管理者に提出し、施設長の承認を受けなければならない。

(入室管理システムの登録・更新)

第5条 システム管理者は、申請者から第4条の申請を受けたときは、登録届に従って、必要事項の登録を行う。

有効期間は当該年度末とする。

更新の場合は、年度末に共同研より各登録者に通知し、共同研入室管理システム登録届にて対応を行う。

(登録の変更・終了)

第6条 利用者は、次の各号に該当する場合、すみやかに共同研入室管理システム登録届をシステム管理者に提出しなければならない。

- ① 申請時の所属・連絡先・氏名等に変更があったとき
- ② 共同研を利用する必要が無くなったとき

2 システム管理者は、第1項の提出を受けたときは、必要事項の変更または削除を行う。

(不正利用)

第7条 システム管理者は、次に掲げる場合、直ちにその旨を施設長に報告しなければならない。

- ① 入室管理システムが不正に使用されたことが発覚した場合
- ② 入室管理システムが不正に使用されるおそれがあると認めた場合

2 施設長は、前項の報告を受けたときは、直ちに入室の禁止その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用者の報告義務)

第8条 システム利用者は、当該システムの動作に不具合が見出された場合はシステム管理者にその旨報告しなければならない。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は施設長が行う。

附 則

この改正は、2025年4月1日から施行する。